

## 平成19年分 所得申告相談日程

一般申告	月・日・曜日			申告会場及び受付時間			
		2月18日(月) から 3月17日(月) まで ※ただし、土・日曜日は除く			役場 2階大会議室 受付時間 9時～11時30分 13時～16時		
出張申告	月	日	曜日	受付時間		申告会場	
				9時～11時30分	13時～16時		
	2月	22	金	—	—	大 間	各地区の公民館又は集会所で左記時間帯にて受け付けています
		23	土	—	—	—	
		24	日	—	—	—	
		25	月	恵久美	—	上高柳	
		26	火	北川原	—	昌農内	
		27	水	塩 屋	—	西高柳	
		28	木	永 田	—	西古泉	
		29	金	東古泉	—	徳 丸	
	3月	1	土	—	—	—	
		2	日	—	—	—	
		3	月	大 溝	—	中川原	
		4	火	横 田	—	鶴 吉	
		5	水	新 立	—	出 作	
		6	木	南黒田	—	神 崎	
		7	金	本 村	—	筒 井	
		8	土	—	—	—	
		9	日	—	—	—	
		10	月	宗意原	—	北黒田	

※ 交通災害共済加入受付も行います。(17ページ参照)

**\* 申告時に持参するもの \***

- 印鑑(認印で可)
- 平成19年中の所得が分かるもの(給与所得・公的年金の源泉徴収票)
- ※ 農業、営業、不動産所得のある方は申告の待ち時間の短縮のために、収入や経費について、ご自身で必ず集計をしてきてください。農業所得の申告も平成16年分から収支計算になりました。
- 社会保険料控除を受けようとする

- 国民年金保険料については、社会保険料控除の適用を受ける方は、社会保険庁から送付された「社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書」又は「領収証書」
- 生命保険料控除及び地震保険料控除を受けようとする方は、支払(控除) 証明書
- 医療費控除を受けようとする方は、平成19年中に支払った医療費の領収書(領収書の集計はご自身でして)

てください)

- 税務署から送付された申告書をお持ちの方はその「申告書」
- 還付金の受取口座(本人名義)の番号が分かるもの

申告期間中の役場での申告は、混雑することが予想されます。必要書類が整った方については、2月13日(水) 15日(金)に松前町役場で開催される四国税理士会松山支部による確定申告無料相談(下記を参照)もしくは松山税務署(還付申告は1月から受付)などにより早めに申告されることをおすすめします。

### 問い合わせ

町県民税については

役場税務課町民税係

☎ 9 8 5 | 4 1 1 0

所得税については

松山税務署 ☎ 9 4 1 | 9 1 2 1



## 所得税申告書作成相談のお知らせ 四国税理士会松山支部

(年金受給者等に対する確定申告書作成支援事業)

### 出張相談所

日 時 2月13日(水)～15日(金)  
9時～17時(途中1時間昼休み)

場 所 松前町役場2階 大会議室  
(確定申告期間中は、混雑が予想されます。ぜひ、無料相談をご利用ください)

### 対象者

年金に係る雑所得者・給与所得者(住宅借入金等特別控除適用者は除く)。なお、法人の代表者などでその法人に関与税理士がいる場合は対象外です。

### 申告に必要な書類

- 税務署から送付された申告書(お持ちの方)

- 所得の計算に必要な書類(源泉徴収票など)
- 医療費の領収書(領収書の集計はご自分で)
- 控除証明書(生命・地震保険料控除の対象の方)
- 社会保険庁から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」又は「領収証書」(国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける方)
- その他の所得控除を受けられる方は控除額を証明するものなどの必要書類
- 印鑑(認印で可)、筆記用具、電卓など
- 還付金の受取口座(本人名義)の番号が分かるもの

問い合わせ 四国税理士会松山支部 ☎945-5761